

第五種共同漁業權遊漁規則

雫石川東部漁業協同組合

雫石川東部漁業協同組合内共第22号
第五種共同漁業権遊漁規則

沿革 令和5年9月1日 認可

(目的)

第1条 この規則はこの組合が有する内共第22号第五種共同漁業権に係る漁場のうち鹿妻穴口頭首工水門から下流の区域（以下「漁場」という。）において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合又は組合の委託を受けた指定販売所等に第7条の遊漁料を納付し、承認を受けなければならない。

2 前項の納付場所は、毎年新聞又は掲示等により公表するものとする。

(遊漁の方法及び期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の区域内及びエ欄の期間中でなければならない。

ア 名称	イ 遊漁の方法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	友釣り、どぶ釣りがら掛け	鹿妻穴口頭首工水門から下流の免許区域	7月1日から11月30日の期間内で組合が定めて公表する期間
やまめ	餌釣り、擬餌釣り	同上	3月1日から9月30日まで
さくらます	餌釣り、擬餌釣り	”	3月1日から6月30日まで
いわな	餌釣り、擬餌釣り	”	3月1日から9月30日まで
うなぎ	置釣り、筒	”	1月1日から12月31日まで
うぐい	餌釣り、擬餌釣り	”	1月1日から12月31日まで
こい	餌釣り 擬餌釣り	”	1月1日から12月31日まで
ふな	餌釣り 擬餌釣り	”	1月1日から12月31日まで
かじか	餌釣り	”	6月1日から9月30日まで

- 2 前項のがら掛けによるあゆの採捕は、解禁の日から7月31日までの期間は午前5時から同7時までとし、採捕尾数は1日2尾以内とする。
- 3 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、第1項の各欄に定める範囲を制限することがある。この場合においては当該制限の内容を公表するものとする。
- 4 前項の公表は新聞又は掲示等により行うものとする。

(禁止区域)

第4条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区域	期間
盛岡市上太田穴口鹿妻穴口頭首工水門の上流100mの地点から同水門の下流50mの地点までの雫石川本流の区域	1月1日から12月31日まで

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

名称	全長
いわな・やまめ（ひかりを含む）	13センチメートル
うぐい・こい・ふな	10センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 第2条に定める遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下、身体不自由者又は高齢者（75歳以上に限る。）のときは無料とする。（ただし、高齢者の場合、組合事務所へ申請し別に定める特別遊漁承認証の発行を受ける事とする。）

区分	名称	漁具・漁法	遊漁料	
			日券	年券
全魚種	あゆ	友釣り・どぶ釣りがら掛け	1200円	6100円
	やまめ、いわな、さくらます、うぐい、こい、ふな	餌釣り・擬餌釣り		
	うなぎ	置釣り・筒		
	かじか	餌釣り		
雑魚	やまめ、いわな、さくらます、うぐい、こい、ふな	餌釣り・擬餌釣り	700円	4000円
	うなぎ	置釣り・筒		
	かじか	餌釣り		

- 2 第2条の規定にかかわらず、前項の遊漁料を当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、未就学の幼児、小・中学生、身体不自由者及び特別遊漁承認証の発行を受けた高齢者（75歳以上に限る。）を除き、全魚種の場合は800円を、雑魚の場合は300円を加算した額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

- 第7条 組合は第2条及び第7条に定める遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「承認証」という。）及び腕章を遊漁者に交付するものとする。
- 2 承認証は他人に貸与又は譲渡してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

- 第8条 遊漁者は、遊漁をする場合は承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、遊漁に際しては川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

- 第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

（違反者に対する措置）

- 第10条 組合又は漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

(共通遊漁の承認に関する事項)

第11条 この漁場区域において、岩手県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条及び第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

区分	名称	漁具・漁法	遊漁料	
			個人	団体
全魚種	あゆ	友釣り、どぶ釣り、がらがけ	24,400円	21,600円
	やまめ、さくらます、いわな、うぐい、こい、ふな	餌釣り、擬餌釣り		
	うなぎ	置釣り、筒		
	かじか	餌釣り		
雑魚	やまめ、さくらます、いわな、うぐい、こい、ふな	餌釣り、擬餌釣り	17,000円	15,200円
	うなぎ	置釣り、筒		
	かじか	餌釣り		

- 2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
岩手県盛岡市内丸16番1号 岩手県水産会館5階
岩手県内水面漁業協同組合連合会
- 3 第1項の共通遊漁証の様式は、別記様式第3号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持するとともに別に交付する腕章を付けなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については第7条第2項に規定する遊漁料を徴収する。

日 券

遊漁承認証（日釣券）	
遊 漁 日	年 月 日
氏名	才
全魚種	円、 雑魚 円
零 石 川 東 部 漁 協	

年 券

NO.		雫石川東部漁業協同組合遊漁承認証	
	遊漁者	1	遊漁承認証
	住所		有効期間
			自
氏名	年齢	至	令和 年12月末日
		2	魚種 全魚種 雑魚
		3	漁具漁法 竿釣り
		4	交付月日
雫石川東部漁業協同組合 ⑩			

腕章

平成 年遊漁承認証
全 魚 種

平成 年遊漁承認証
雑 魚

漁場監視員証

第 号

漁場監視員証

住所

氏名

上記の者は漁場監視員であることを証する

令和 年 月 日
雫石川東部漁業協同組合長 印

腕章

監視員

雫石川東部漁協

